

児童遊園整備補助金交付までの流れ

1 自治会から「補助金交付申請書」を提出してください。（自治会長印）

【添付書類】

- ・ 事業計画書
- ・ 児童遊園位置図（住宅地図等わかりやすく）
- ・ 児童遊園遊具設置平面図（事業前、完了後がわかるように）
- ・ 業者見積書（自治会長宛の原本）
- ・ 収支予算書（補助金は千円未満切り捨てです）
- ・ 新規に設置する場合は、メーカーのカatalogなど設置物がわかるもの。
- ・ 修繕、撤去は、修繕箇所や撤去物の写真

※交付申請から決定まで多少時間がかかります。遅くとも工事着工予定の2週間前までには交付申請書類が都市計画課に届くようにしてください。

（支所へ提出する場合は、もう数日早く提出してください。）

※補助対象事業として認められるかどうか都市計画課が現場で確認します。補助対象事業になると判断したときは「補助金交付決定書と実績報告書関係書類」を自治会長宛て送付します。必ず交付決定後に事業を開始(工事着工)してください。

※補助金交付決定書送付後、事業費等の変更が生じた場合は、補助金変更交付申請書（変更後の見積書等添付）の提出が必要になりますので、速やかに都市計画課まで連絡してください。

2 事業が完了したら、自治会から「実績報告書」を提出してください。（自治会長印）

【添付書類】

- ・ 工事完了届書
- ・ 収支決算書
- ・ 写真（着工前、工事中、完了後）
- ・ 業者からの請求書（写）
- ・ 業者に支払った領収書（写）

3 市が「実績報告書」を確認し、「補助金の確定通知書」を自治会長宛て送付します。

4 補助金の確定通知書が届いたら、速やかに、自治会から「補助金交付請求書」を提出してください。（自治会長印）

【添付書類】

- ・ 口座振替依頼書
- ・ 通帳の見開きのコピー

5 市が「補助金交付請求書」を確認し、自治会の指定口座に補助金を振り込みます。

児童遊園整備補助金について

(趣旨) 自治会が行う児童遊園の遊具等の設置に要する費用に対し、市の予算の範囲内において補助金を交付するもの。

1 補助対象となる事業

(1) 児童遊園の遊具及び安全設備（フェンス等）の設置に係る経費

遊具・フェンス・車止めなど

※遊具は遊戯に使う道具又は遊び道具で安全に使用できるもの

※修繕のみ、撤去のみも可

※植栽は枯れる可能性があり不可（樹木、芝生等）

※移動できるものは流用できるため不可（プランター、移動可能な遊具等）

(2) 児童遊園の整備に係る経費

造成、あづまや、固定式ベンチ等の基礎があり動かすことができないもの

2 補助金の交付対象団体

補助金の交付を受けることのできる団体は、自治会とする。

3 補助金額

補助金の交付の対象となる事業は、事業に要する経費が5万円以上のものとする。
また、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とし、12万円を限度とする。

なお、この補助の交付を受けた児童遊園に対しては、以後15年が経過するまで補助金の交付を申請することができない。ただし、補助金の額の累計が12万円に満たないときは、12万円に達するまで補助金の交付を申請することができる。

※市補助金のほかに、下記の助成もありますので参考にしてください。

市社協共同募金配分金事業「こどもの遊び場遊具助成事業」

◆新設15万円、補修5万円を限度とし、事業費総額の1/2を予算の範囲内で助成（遊具の新設・補修が助成対象で、手作り遊具・フェンス・ベンチ・看板等については助成対象外です。）

◆遊具の塗装を行うためのペンキ等の貸し出しもされています。

◆申請用紙は、社会福祉協議会各支所にあります。

詳細については、東近江市社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

（東近江市社会福祉協議会 総務課 TEL:0748-20-0502）